

改正案	現 行
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第1～10（略） 第11 無線標定業務の局 1 無線標定陸上局 無線標定陸上局は、次に掲げる条件に適合していること。 <u>(1) 無線標定業務を行うことを目的とするものであること。</u> <u>(2) 陸上に開設され、移動しないものであること。</u> <u>(3) 無線設備の設置場所は、電波の反射、遮断等を利用して、特定の位置を測位することが可能な場所であること。</u></p> <p><u>(4) 通信の相手方は、申請者に所属する受信設備であること。</u></p> <p><u>(5) 指定する電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力は、別表1に定める範囲内のものであること。</u></p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第1～10（略） 第11 無線標定業務の局 1 無線標定陸上局</p> <p><u>(1) 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。</u> ア <u>遠隔操作される無線設備の設置場所は、連絡線等遠隔操作に必要な施設が設置できるものであること。</u> イ <u>無人方式の無線設備は取扱者のほか、みだりに出入りできない場所に設置されているものであること。</u> ウ <u>無人方式の無線設備であって、予備の無線設備又は回線を有しない場合は、無線従事者が3時間以内に到着できるものであること。</u> <u>(2) 通信の相手方は申請者に所属する受信設備であること。</u> <u>(3) 通信事項は、無線標定に関する事項であること。ただし、次に掲げるものは、それぞれに掲げる事項であること。</u> ア <u>5GHz帯及び9GHz帯の周波数の電波を使用するもの</u> →目的別(16)へ <u>無線標定に関する事項</u> イ <u>10GHz帯又は24GHz帯の周波数の電波を使用するもの</u> →目的別(17)へ <u>(ア) 侵入検知用のもの 侵入検知に関する事項</u> <u>(イ) 速度測定用のもの (何)の速度測定に関する事項</u> <u>(ウ) 交通量・交通流測定用のもの 交通量及び交通流の測定に関する事項</u> ウ <u>35GHz帯の周波数の電波を使用するもの</u> →目的別(18)へ <u>踏切道上の障害物検知に関する事項</u> <u>(4) 電波の型式、周波数及び空中線電力の選定は、別表1に定める範囲内で行うこと。</u> <u>(5) 5GHz帯及び9GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。</u> →目的別(16)へ ア <u>変調方式は、パルス変調であること。</u> イ <u>パルス繰返し周波数は、最大探知距離からみて適当なものであること。</u></p>

ウ パルス幅は、所要の距離分解能からみて適当な値であること。

エ レーダー干渉を除去する機能を有しているものであること。

オ 空中線電力は、申請者から当該申請に係る無線局の管理水域を示す概略図を提出させ、所要の水域を監視するために必要最小限の値とすること。

カ 占有周波数帯域幅は、次式により求めること。

$$fB=2k/t$$

fB：占有周波数帯域幅(MHz)

t：パルス幅( $\mu$ s)

k：定数で通常は2とする。

ただし、性能を示す資料によるときは、適性と認められる値とする。

(6) 10GHz 帯又は 24GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。 →目的別(17)へ

ア 検出又は測定的方式は、侵入検知用にあつてはドップラー方式又は遮断方式であり、速度測定用及び交通量・交通流測定用にあつてはドップラー方式であること。

イ 発射可能な周波数の範囲及び受信可能な周波数の範囲は、10GHz 帯のものにあつては 10.5GHz から 10.55GHz まで、24GHz 帯のものにあつては 24.15GHz から 24.25GHz までの範囲内であること。

ウ 空中線は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 屋外に設置されるものは、できる限りせん鋭な指向特性を有すること。

(イ) 侵入検知用は、地面からの高さが5m以下であること。ただし、建造物内に設置するもの、空中線電力0.001W以下のもの及び5m以上とすべき特別の事由があるものについては、この限りでない。

(ウ) 速度測定用及び交通量・交通流測定用は、地面(高架道路上に設置する場合は、その路面)からの高さが8m以下であること。

エ 無人方式のものにあつては、無線設備に障害が生じた場合に、その旨を表示することができるとともに、なるべく電波の発射を自動的に停止する機能を有すること。

オ A2N 電波を使用するものの占有周波数帯幅の許容値は、次の計算式により計算した値を500kHzの整数倍に整理した値とすること。

$$5B+2M$$

注 計算式に使用している記号は、設備規則別表第2号第2の注に同じ。

(7) 35GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。 →目的別(18)へ

ア 障害物の検知方式は、次のとおりであること。

(ア) 電波の遮断効果を利用して、列車が踏切道を通過しようとする場合に障害となる物体を検知し、これを当該踏切道に接近中の当該列車に伝達する装置に伝送するものであること。

(イ) 踏切道上に障害物が存在する場合は、連続して検知するものであること。

イ 回線構成は、次のとおりであること。

(ア) 踏切道内の検知しようとする場所にある幅 1.3m、高さ 1.2m 及び長さ 3m 程度の大きさの障害物が検知できるよう設計されているものであること。

(イ) 電波の放射ビームを構成する送受信空中線の対向距離は、原則として 50m 以下となるよう設計されているものであること。

(ウ) 同一踏切道内に設置される他の送信装置との間において相互に電波の放射ビームの干渉を避けるよう設計されているものであること。

ウ 無線設備の工事設計は、次のとおりであること。

(ア) 送受信装置は、次のとおりであること。

A 送信が時分割パルス方式である場合の受信は、同期受信方式のものであること。

B 受信機の感度特性は、作動状態において信号対雑音比が 20dB 以上となるものであること。

(イ) 空中線装置は、次のとおりであること。

A 地上高は 75cm を標準とし、最高部の高さは 90cm 以下とし、かつ、障害物を検知するのに適切な高さのものであること。

B 垂直面指向特性は、路面反射の影響があった場合においても安定した遮断性能が阻害されることがないものであること。

(ウ) その他

A 降雨、着雪、積雪等の周辺の環境条件による温度の変化、振動等があった場合においても、安定して動作するものであること。

B 筐体には、防じん対策が施されているものであること。

エ 伝送の質は、次のとおりであること。

(ア) 障害物がないときの受信機入力電力は、 $-35\text{dBm}$  を標準とし、入力レベルがおおむね 10dB 低下することにより、障害物の検知を行うものであること。ただし、設置場所、環境条件等を考慮の上必要がある場合は、この限りでない。

(イ) (ア)の受信機入力電力  $P_r$  は、次式により求めること。

$$P_r = P_t - (L_P + L_f) + G_{At} + G_{Ar}$$

2 (略)  
第12~25 (略)

オ 混信保護は、次のとおりであること。

(ア) 受信機入力における所要D/Uは、次の値を標準とすること。

A 同一周波数の場合 10dB

B 異なる周波数の場合  $(10-L_s)$  dB

$L_s$  : 受信フィルタによる減衰量

(イ) 受信機入力におけるD/Uを次により計算し、(ア)の所要D/Uを満足すること。

A  $U = P_t' - (L_f' + L_p') + (G_{At} \theta + G_{Ar} \theta) - DP$

U : 妨害波入力レベル (dBm)

B  $D/U = D - U$

2 (略)  
第12~25 (略)